

「R6 年度糖尿病性腎症重症化予防業務(令和 6 年度開始分委託)」 企画提案に関する質問・回答

	項目	質問	回答
1	仕様書 3 (1) イ (ウ) 保健指導プログラム案内文書、参加同意書の作成及び送付	対象者リストの提供方法をご教授頂けないでしょうか。	対象者リストは、パスワードを付けた CD-R を直接手渡し、もしくは、追跡機能・対面授受の機能付き郵便で提供します。(費用は受注者負担)
2	仕様書 3 (1) イ (エ) 電話による参加勧奨	糖尿病重症化予防業務において、受診勧奨の経験がある勧奨業務専任の一般職の者が架電を行うことは可能でしょうか？	架電の際、本プログラム参加の必要性等を説明する場面が想定され、その際対象者の病状理解が必要であるため、糖尿病性腎症及び保健指導について知識がある保健師、看護師、または管理栄養士としております。
3	仕様書 3 (1) イ (カ) 参加同意書の提出	参加同意書を入手次第貴所へ提出すると思いますが、現時点での貴所への提出方法をご教示いただけますでしょうか。	当課へ直接持参、もしくは、追跡機能・対面授受の機能付きの郵便で提出していただいております。
4	仕様書 3 (1) ウ (ウ) 初年度保健指導の実施時期	主治医からの保健指導依頼書の様式は受託後両社で協議し決定する認識で良いでしょうか。	本市指定の様式を用いています。
5	仕様書 3 (1) ウ (オ) 初年度保健指導の方法	自宅以外で面接を行う場合、貴所の打合せ部屋や施設をお借りすることは可能でしょうか。	千葉市内の保健福祉センターの面談室を当課で予約して利用した例があります。また、受注者が公民館を予約して利用した例もあります。
6	仕様書 3 (1) ウ (オ) 初年度保健指導の方法	自宅以外の面談会場として、今まではどんな所を使用した例があるか。(市役所、公民館など？)	千葉市内の保健福祉センターの面談室や、公民館のほか、受注者保有の店舗の利用実績があります。
7	仕様書 3 (2) ア (イ) フォローアップ保健指導の履行期間及び実施時期	2～3年目のフォロー支援の個別面談による指導 1 回というのは、各年度の 9 月 1 日までに実施できれば、年度の初回とは限らないのか？	遅くとも、各年度の 9 月 1 日までにフォローアップ保健指導を行っていただきます。(前年度の保健指導実施時期を考慮し設定)
8	仕様書 5 (1) 別紙 1 委託料の算定	フォローアップ保健指導にて、「電話、通知発送まで実施し中断」と記載ありますが、この通知発送とはどの業務のことを指していますでしょうか。仕様書を拝見する限り、フォローアップ保健指導の業務の中に案内発送は含まれていないように思われますが、フォローアップ保健指導の対象者へ第 2・3・4 年度も指導する旨の案内を発送し、参加勧奨を行う必要があると	仕様書 3 (2) ア (エ) 保健指導の方法に記載の、個別面接による保健指導の実施において、日時及び場所の調整のための連絡を電話、通知で行っていただきます。

		いう認識で良いでしょうか。	
9	仕様書5(4)	「原則、保健指導期間中を通して、国保資格がある者を対象とする」とありますが、令和6年度から令和10年度の間、後期高齢者医療へ異動する人は対象者から除かれるという認識でよろしいでしょうか？	本市における抽出条件の設定上、フォローアップを含む保健指導の期間内に後期高齢者医療制度に移行する対象者は生じません。 なお、委託期間はR6年度からR9年度です。
10	実施要領 別紙2 見積数量	フォローアップは第2・3・4年と計3年実施するかと思います。別紙2の3.では第2・3年目と記載があります。4年目の入力漏れでしょうか。その場合、予定数量も200→300件へ変更となりますでしょうか。	本事業は初年度の保健指導の後、2年間のフォローアップの保健指導を行うものです。対象者の健診受診のタイミングにより、初年度保健指導がR6年度(第1年度)で終了する対象者と、R6~7年度(第1~2年度)にまたがって実施する対象者がいるため、フォローアップの年度も、第2・3年度で実施する対象者と第3・4年度で実施する対象者に分かります。(仕様書別紙「令和6年度開始保健指導の流れ」参照) 予定数量は、フォローアップ1年目100件、2年目100件の計200件の見込みです。
11	実施要領2(2)エ 委託業務の概要	委託上限金額は第1~4年まで全て含めた金額の認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。